横浜地方裁判所委員会(第22回)議事概要

1 日時

平成25年5月22日(水)午後3時~午後4時50分

2 場所

横浜地方裁判所横須賀支部大会議室

3 テーマ

横浜地方裁判所横須賀支部庁舎の視察

4 出席者

(委員)朝山芳史,内田邦彦,倉吉敬,相馬宏治,竹澤秀樹,中嶌弘孝,中村周司,深見敏正,福田護,二見尚子,山岸紀美江,渡邉正義(五十音順,敬称略)

(事務担当者) 横浜地方裁判所民事首席書記官,同刑事首席書記官,同総務課長,同総務課課長補佐,同課庶務第一係長,横浜地方裁判所横須賀支部 長,横浜地方裁判所横須賀支部庶務課長

5 議事

- (1) 開会及び所長あいさつ
- (2) 新任委員の紹介(新任委員)中村周司(敬称略)
- (3) オブザーバーの紹介

横浜地方裁判所進藤修事務局長、横浜弁護士会赤塚泰弘弁護士、同横溝久 美弁護士がオブザーバーとして参加

(4) テーマに関する説明

進藤事務局長から「横浜地方裁判所横須賀支部」と題して説明

- ア 横須賀支部の沿革
- イ 新庁舎・旧庁舎の対比
- ウ 利用者から見た新庁舎の設備等

- 工 地球温暖化防止対策, 災害対策
- (5) テーマに関する意見交換 (発言 ■委員長 ○委員 □オブザーバー ◇事務担当者)
 - 横須賀支部の庁舎をご覧いただいた感想を伺いたい。
 - 横須賀支部庁舎で色々と動線を工夫している点がよくわかった。横浜市内にはDV相談市民センターが数か所ある。そういう市の施設では相談室やDV相談をするための部屋をあえてサインを出さずに施設の中に置いたり、動線の工夫もする。横須賀支部庁舎においても特に一階の一般待合室と調停室のところでは、それぞれの部屋にいる人が廊下でたやすく出会うことが無いような動線計画がなされていることが非常に良く理解できた。

一方でサインはどこも比較的分かりやすかったが、支部庁舎からの出口の サインについては、来庁者はみな裁判所だと認識しているので裁判所出口と するのではなく実際の出口というかたちに工夫したほうがよいと思う。

また、全般的に建物の安全性という観点で考えると怖いと感じる部分がある。私は市民利用施設の開設準備を色々としてきた経験があるのだが、少し驚いた。市民利用施設は色々な方が使う可能性があるので、まず配慮するのは、特に子どもにとって危険がないかという点である。裁判所は大人しか利用しない施設であり子どもには余り配慮する必要はないとも思うが、子どもがいないということを念頭において作られている建物だと感じた。まず吹き抜けになっている階段が非常に怖い。この階段は外光天井口があり外光を利用できる点では非常にエコだが、上から見下ろしたときに正直怖いと感じた。子どもは高いところに登ろうとするし、高いところから頭を出して覗いてみようとするものである。

市では自殺防止の取り組みも行っている。色々な相談窓口により自殺に至るほど悩まないようにする取り組みや、同時に物理的に自殺できない仕組みを社会全体に作っていこうとしている。例えば一番分かりやすいのは電車の

ホームドアの設置である。電車で飛び込み自殺をしようとしても、したくてもできない、そういった仕組みを作っている。裁判所では構造的に難しいかもしれないし、大人で弁護士の方がそういうことはないと思うが、安全性という観点で考えると少し驚く。この支部庁舎は非常に意匠的な設計だとは思う。しかし、基礎的な自治体で自殺を防止するには、安全性という観点で考えると意匠よりも安全性のほうが大事だったのではないかと思う。

- 確かにあの吹き抜けはきれいではあるが、子どもが落ちることを考えて しまうのだろうか。言われてみれば、家裁があるので親族間の紛争等で母 親が子どもを連れて待合室にいるということはありうる。横浜地方裁判所 の本庁舎ではいかがか。
- 本庁舎の階段では吹き抜けの階段はない。
- 横須賀支部庁舎の吹き抜けの部分は、防災的にいうと普通はああいった 構造にはしない。火事のときに炎や煙が一度に吹き抜けてしまうからであ る。ただ防火シャッターがあったので、おそらくあの階段の部分だけ独立 して区画できるようになっているのではないかと思われる。
- 不謹慎で申し訳ないが、判決で悲観して飛び降りてしまう方はいないの かなと思った。
- それはおそらくないと思う。局長は経理分野に詳しいが、意見はいかがか。
- □ 確かに最近の裁判所では入口部分などで吹き抜けの構造になっているのは 多い。神戸も京都もこのような感じだが、幸いにして、当事者が建物の中で そういう事故にあったという例は私は聞いたことがなく、そういった例はな いと思う。今ご覧いただいてきたように階段の柵も簡単には乗り越えること ができない高さにはしてある。
- 先日ある区役所の庁舎を新しくし、特注のテーブルを置いたところ、それ がちょっとした弾みで動くようなテーブルだったため子どもが怪我をして骨 折した事案があった。このことがあって、何かあった場合の危険というもの

を予知するような授業を受けた。それからすると少し怖いというのが正直な ところである。今までそういう事案はないのであろうが、何か特殊な精神状態にある方が来た場合など、一定の条件が積み重なった場合には危険なこと が生じうると思う。

- 民事裁判では建物に瑕疵があるなどで問題になりうるが、今話題にでた問題はいかがか。
- 支部庁舎の階段の柵は大人が意図的に覗き込まなくてはならないような高さで十分な高さがあり、子どもがそれを乗り越えるとまでは思わない。想定からすると転落防止の高さは十分備えているといった認識である。

お子様が裁判所にいらっしゃるとすると、どちらかといえば家裁もしくは 民事になる。一番お子様を連れてお越しになる可能性が高いのは家庭裁判所 で、離婚関係の調停などが考えられる。強いていえば、民事事件の関係でD Vの被害に遭われた方がDV防止法に基づく保護命令を申し立てるに当たっ て、お子様をお連れになることもある。支部庁舎の中で簡裁は2階、家裁は 1階に位置しており、比較的お子様がお見えになる頻度が高い事件を扱って いる部署は下層の階にある。4階が法廷だが、法廷にお子様がお見えになる ことは比較的少なく、上の方の階層から転落というのは比較的想定しにくい と思う。

- 刑事事件では被告人が予想外に厳しい判決を受けてショックを受けるということはあるだろうが、そういう場合はだいたい身柄を勾留されており、横に拘置所の職員や警察の職員がついているので、自殺するということはまずない。身柄拘束をせずに公訴が提起されて公判手続を行われている被告人が一人で来ることがあるが、そういう在宅起訴の被告人は自殺を考えるような重い判決を受けることは考えにくく、そこまでは普通は裁判所は想定していない
- 弁護士の立場からはいかがか。危ないと感じたことはあるだろうか。

- 私は思わなかった。でも他の弁護士委員は危ないとおっしゃっていた。
- 非常に参考になった。他の点ではいかがか。
- 本日、私は京浜急行線を利用して来庁したが、そのときに駅から裁判所に 到着するまでの道筋に案内表示がなかった。裁判所とは施設の性格が異なる のでなんとも言えないが、県の施設であれば駅から目的の施設までに何らか の案内表示を行う。ひょっとすると標識表示があったのかもしれないが気が つかなかった。
- 実は、裁判所への案内の標識はない。
- ◇ 横須賀支部庁舎の最寄り駅である横須賀中央駅改札口を出てきたところから裁判所まで、横須賀市においてサイン表示の整備予定がある。現時点では予算の関係で整備されていないが、今年の12月ころまでに全て整備されると聴いている。整備されて横須賀中央駅から支部庁舎まで案内が表示されることにより迷うことがなくなると思う。
- また、裁判所から地裁委員会の案内用に送付された地図では裁判所に至る 道が直線で同じ道幅で表示されているが、実際に国道16号から裁判所につ ながる道路は狭い道幅となっている。そこでこの道で良いのか少し迷った。 この地点に標識があればわかりやすいと思う。もっとも、おそらく2度目に 来るときは迷わないと思う。
- ◇ 実際は裁判所の手前の道はかなり斜めなのだが、地図では道路が直線で表示されているので確かに分かりにくい。
- これと同じ地図を裁判所のホームページで掲載しているので、今後検討 したいと思う。
- ◇ 12月には、支部庁舎の前にある信号機に新港町という交差点名が表示されることになっているので、それがあれば分かりやすくなると思う。
- 一番最初にこの支部庁舎に着いたとき、真っ先に目に入ったのは駐車場だった。正面玄関が分からなかったため駐車場の入口から入ろうとしたが、そ

こからは入れないということになっていた。車椅子の方は正面玄関に廻らないといけないというのでは不便だなと思った。雨が降っているときなどはどうなのだろうか。

- これはサインに問題があると思う。建物の構造が分かりにくいという点も あるが、正面玄関の位置をもっと分かりやすく示すほうがよいのではないか。
- 神奈川県庁の建物では入口付近にマップやインフォメーションコーナーがあるのだが、この支部庁舎の正面玄関から入ったときにそれがないと感じた。1階を歩きまわったところ、入ってすぐ左側の自動販売機の裏側にパンフレット置き場があったが、あれでは目立たないと思う。もう少し目立つ情報発信ができないだろうか。各フロアに一か所あってもよいかと思う。裁判所という特異性があるかもしれないが、裁判所についての情報発信があってよいと思う。

最後に、裁判所には日本人以外も来庁すると思うが、案内表示が日本語以外にないと感じた。外国語の表示、たとえば韓国語や一番多いのは英語だと思うが、そういった表示などは見あたらなかった。

- これは横浜地方裁判所本庁舎も同じであり、そこまでの対応はしていない。
- 法廷では日本語を用いると法律で決まっているので、外国人で日本語を理解しない方だけで来るということが裁判所は他の施設に比べると比較的少ない。外国人が日本語で案内を受けるために来ることも少ないので、需要の面でも少ない。おそらく外国人で日本で裁判を行うとなると日本語を使わなくてはならないので、そういった方は弁護士を同行されるか、そもそも日本語を使えるから来るということが裁判所では想定されていると思う。現実において、外国語表示の案内が求められたということは聞いていない。
- 私は沖縄の裁判所にいた経験があり、米軍基地の方が家裁の事件の関係で 来ていたが、横須賀ではどうか。
- ◇ 横須賀にも米軍基地があるので家裁の事件の関係では米軍の家族、関係者

の事件というのはある。通訳をつけたり、日本語を解しない外国人が一人で 来ることはまずないので、特に対応で戸惑ったりすることはないと思う。

先ほどの支部庁舎内の案内表示が不足しているというのは、実際に庁舎内で業務を開始しないと把握できない面があり、年内には設置することになっている。

- 参考までに日本銀行横浜支店ではいかがか。
- 外国語の案内表示はつけていない。必要があれば付けるが、基本的に外国の方が来ることがない。昔刑務所の見学に行ったことがあるが、刑事事件の被告人には外国人がいると思う。ただ、そういった方は収監されているし、弁護士が同行されるので外国人が一人で裁判所に来るということは少ないのかもしれない。
- 県においてはいかがか。
- 県においては相談業務を行ったり外国籍の方がいらっしゃるので、ホームページやパンフレットも4か国語の表記を行っている。
- 弁護士会においてはいかがか。
- 弁護士会においては外国語の案内表記はないと思う。

裁判所の支部庁舎の案内板についてだが、1階入口の左側に事件の案内がある。先日来庁したときも感じたのだが、今日もその案内の紙の貼り方が汚く、裁判所には事件の関係で来るのにその事件の案内がなぜあのようにきっちりしていないのかと思う。横浜地裁の本庁舎の案内では各部ごとにきれいに揃えて貼ってある。

- 横浜地裁本庁舎においてはいかがか。
- 本庁舎では入口の横に事件の案内があるが、スペースの関係上斜めに貼るような余裕がなく、整然と掲示している。
- 支部庁舎の案内板は暫定的な措置なのかと思って見ていたが、そうではないのだろうか。

- ◇ 実はあの案内板はまもなく整理される。夏前までに掲示板をあの場所に取り付けてきちんと貼り付けられるようにする予定である。
- ■では他の意見をどうぞ。
- 最新の支部庁舎ということで楽しみに来た。この支部庁舎では裁判所の権威とその逆の親しみというか地域に開かれているという二つの要請を建物の上でも表現できていると思う。機能性と権威という点でもうまく調和しているというのが全体の印象である。妙に機能的過ぎてそこで下された判断が有り難みなく軽く受け止められるということもなく、妙に入りにくいということもない。

先ほど議論があった階段の吹き抜けについても、例えば教会のステンドグラスのように光が外から差していると他の建物と違うという特別な雰囲気を感じさせてくれると思う。

法廷の色については法壇の木目を気にしている話もあったがシートの色も含めてよいと思った。ただ、実際に裁判をしている場面を見たことはないが、法廷の窓は燦々と自然光が入り明るいため、そういうところで刑を宣告されるのも落ち着かないように思った。色は人の好みかもしれないが落ち着いたグレーのカーテンでもかけたほうが納得性が高まるかなとも思った。

他にもなかなか公共の場で当事者に紹介することもかなわないが,国の機関ということで地元のものを意識したものになっていると思う。ネイビーブルーの海を表す椅子の色など,地元を思わせるものをよく取り入れていた。外では波形の植え込みがあった。横須賀に来て,裁判所の内部に入らない人にとっても外の通りから見ることができるのは良いと感じた。

■ 当庁に着任する前にさいたま地裁で所長をしていたのだが、自然光がないために非常に苦労をした経験がある。東日本大震災後にさいたま地裁は計画停電の対象となり日中に電気がつかないことがあった。同地裁の法廷は全て廊下の内側にあり、停電中は法廷は真っ暗で使用ができない。法廷の代替と

して、窓のある書記官室の一部を臨時法廷としたり、調停室を使ったり、部屋の手配をするのが所長の仕事となっていた。トイレも窓がなく真っ暗で使えないということもあった。そこで横須賀支部庁舎を見たときに、窓があって自然光が入る法廷はよいという感想を持った。確かに法廷において渋めの色のカーテンや調度についてある程度考えた方がよいとは思う。

- ◇ 本日は合議法廷しか見ていただいていない。単独法廷が他に3つあり、それは廊下に面する窓があるが、外に直接面している窓はない。従前は窓がない法廷があり、この新しい合議法廷は窓があるために特に開放的な感じがするが、法廷の窓の有無については賛否両論だと思われる。
- この庁舎を建て替えるときに平成22年3月に弁護士会から意見を出し、今日も大変お褒めいただいたように調停室の付近の待合室のドアの位置を変更するなど色々と弁護士会の要望を聞いていただいた。それについては感謝している。その前の段階では、その前年の11月にも要望書を弁護士会から提出している。その時点ではまだ平面図をもらっていないために概括的な要望を出している。その数か月後に平面図をいただいたときには2週間で回答をと言われて限られた内容の要望となってしまった。もう少し前倒しをして外部の声を聞いていただくよう改善をお願いしたいと考えている。
- ご意見として伺っておく。この辺で意見交換は終了ということにさせていただきたい。
- (6) 次回のテーマ及び開催日時
 - ア 次回のテーマ

「民事訴訟の運営改善と迅速化」

イ 次回の開催日時の決定

平成25年11月14日(木)午後3時~午後5時30分

以上